

日本ダンス・セラピー協会認定

資格制度解説書

日本ダンス・セラピー協会認定資格申請について

2005年（平成17年）4月1日より施行された当協会のダンスセラピスト、アソシエイト・ダンスセラピスト、ダンスセラピー・リーダーの3種類の資格認定制度をより充実するため、2008年（平成20年）4月1日より、一部取得単位の領域などを変更することとなった。2008年（平成20年）度より資格申請を希望する場合は、この解説書を熟読した上で申請をされたい。

日本ダンス・セラピー協会

資格制度委員会委員長 葛西 俊治

資格認定委員会委員長 崎山ゆかり

資格制度の経緯

日本ダンス・セラピー協会は、設立当初より資格制度確立のため検討を進め、1995年（平成7年）第4回東京大会より、総会やシンポジウムの形でその検討内容を報告してきた。1996年（平成8年）第5回福岡大会からは、ダンスセラピーに特に必要とされる履修内容について討議を重ね、一定のプログラムについて受講証明書を発行してきた。

ダンスセラピーに対する社会のニーズの高まりとこれまで検討を重ねた経緯をふまえ、1999年（平成11年）4月より、日本ダンス・セラピー協会としてダンスセラピストの資格認定を開始した。2004年（平成16年）度臨時理事会において、認定に必要な履修科目と単位数の改定が、3年後に見直しをすることを前提に承認され、新たに2つの資格（アソシエイト・ダンスセラピスト、ダンスセラピー・リーダー）を追加創設した。平成17年度の申請から申請期間などの統一を図り、ダンスセラピーを学ぶ者が段階的に資格取得が可能となるように改善を図った。またダンスセラピーを学ぶ機会を充足させるため、申請に必要な科目の単位が取得できる認定講習会を実施してきた。

こうした経緯をふまえながら、2006・2007年（平成18・19）年度資格制度委員会および理事会等で、資格制度について継続審議を行い、資格制度充実のため次のような改善を図ってきた。

- ・協会の有資格者が開催するワークショップにおける資格申請のための単位認定
- ・スーパービジョン制度
- ・ダンスセラピー・リーダーに特化した養成講習会の開催
- ・講習会用テキストの編纂

2008年（平成20年）度からの申請についても、これまで同様定められた条件を満たしていると認められた場合のみ可能となる。

協会認定 3 資格についての概要

名称		ダンスセラピスト	アソシエイト・ ダンスセラピスト	ダンスセラピー・ リーダー
職域		臨床でのダンスセラピーの実践・指導および教育（スーパービジョンの実施、単位認定講習会開催）	臨床でのダンスセラピーの実践	臨床でのセラピスト補佐および自身の専門領域でのダンスセラピー的アプローチの活用
必要な 単位 取得 領域	ダンスセラピー - 基礎論	12 単位以上 (必修 8 単位を含む)	8 単位以上 (必修科目)	4 単位以上 (必修科目から)
	ダンスセラピー - 実践論	12 単位以上	4 単位以上	4 単位以上
	精神身体 医学論	16 単位以上	8 単位以上	不問
	ダンスセラピー - 実践技法	20 単位以上	10 単位以上	8 単位以上
	総単位数	60 単位以上	30 単位以上	16 単位以上
舞踊経験		2 種類以上のダンス歴 のべ 100 時間以上	2 種類以上のダンス歴 のべ 100 時間以上	不問
臨床経験		200～600 時間以上	50 時間以上	不問
実技審査		あり	あり	なし
推薦状		1 通（所属長）	2 通（所属長・協会理事）	不問
協会在籍期間		3 年以上	2 年以上	不問 * 但し登録時は協会員であること
年次大会参加歴		2 回以上	1 回以上	不問
年次大会発表歴		1 回以上	不問	不問
申請料		15,000 円	10,000 円	5,000 円
登録料		30,000 円	20,000 円	10,000 円
資格更新手続き		5 年毎 *5 年間に 2 回の年次大会参加、1 回の発表が更新条件となる	不問	不問

* ダンスセラピー・リーダーには個人申請と団体申請の場合がある。認定に必要な条件はいずれも同じであるが、申請手続きは異なるため注意すること。

* 上記に記した概要の詳細は、次ページの通りである。

I 資格認定の条件

申請時には以下の条件を満たしていることを示す書類が必要となる。
詳しくは資格申請の手引きを参照のこと。

1. 学歴・経歴

原則として短期大学または専門学校（専修学校）の専門課程の卒業以上であること。なお、4年制大学卒業および大学院修士課程修了以上の場合、以下に定める臨床経験時間数が異なる。臨床経験を必要としないダンスセラピー・リーダーに関しては、特に学歴は問わない。

2. 臨床経験

ダンスセラピスト、およびアソシエイト・ダンスセラピストは、ダンスなどを用いたセッションの医療機関における臨床経験が以下の時間数を満たしている必要がある。

ダンスセラピスト

短期大学・専門学校卒業…6年（600時間）以上

4年制大学卒業及び同程度と認められる者…4年（400時間）以上

大学院修士課程修了以上…2年（200時間）以上

アソシエイト・ダンスセラピスト

学歴にかかわらずいずれも50時間以上

ダンスセラピー・リーダー

臨床経験不問

* 臨床経験とは、自らが行ったセッションそのものを意味し、参加、見学などはこれに含まない。

* 資格申請時、実際に臨床での経験を重ねている者のみが、申請の対象者となる。

但し、医療分野でなくとも、福祉・療育・教育の分野でダンスのセラピー的要素を活用しながら、実践を行っている者は、以下の3つの条件を満たすことにより、臨床経験として時間数に組み入れることが可能である。

- (1) 履修科目における「Ⅱ ダンスセラピー実践論」において、「実践論Ⅰ 精神科領域・心療内科領域（集団・個人）」を必ず履修すること。
- (2) 資格申請時に提出する小論文において、自分の実践活動がその領域においてどのようにセラピー的要素を活用し、また機能しているかを内容に加えて述べる。
- (3) 認定ダンスセラピストが関わる医療現場2カ所でのセッション見学を行う。セッション見学後、見学レポートを作成し担当するセラピストそれぞれに提

出する。なお、作成時は守秘義務を厳守しプライバシーなどに最大限配慮すること。

3. 舞踊経験

モダンダンスなどの自由で創造的身体表現を主とするダンス（50 時間以上）

その他のダンス 1 種類以上（ダンスのジャンルは問わない）

これら 2 種類以上のダンス歴がのべ 100 時間以上ある。

ダンスセラピー・リーダーについては、特に舞踊経験は問わない。

4. 協会在籍歴など

申請時において以下に示した年数あるいは回数を満たしていること。

名称	ダンスセラピスト	アソシエイト・ ダンスセラピスト	ダンスセラピー・ リーダー	
			個人申請	団体申請
協会在籍期間	3 年以上	2 年以上	登録時は協会 会員であること	団体が賛助会 員であること または登録時 申請者が協会 会員であること
年次大会参加歴	2 回以上	1 回以上	不問	
年次大会発表歴	1 回以上	不問	不問	

5. 履修科目

日本ダンス・セラピー協会が開講する科目を次項の規定の通り履修し、それらの履修を証明する単位認定書などのコピーを提出する。但し、ダンスセラピー・リーダー団体申請の場合は、単位認定書などのコピーの提出は必要ない。

6. レポート・小論文

自らの臨床経験をもとにしたダンスセラピーの理論と実践に関するレポート・小論文を提出する。400 字 10 枚以上、30 枚以内。但し、ダンスセラピー・リーダーは提出の必要はない。

7. 推薦状

自ら携わる臨床の医療専門職（医師など）または所属長の推薦状を提出する。

形式は特に問わない。アソシエイト・ダンスセラピストについては、協会理事の推薦状も提出すること。なお、ダンスセラピー・リーダーは提出の必要はない。

8. 誓約書

ダンスセラピスト、アソシエイト・ダンスセラピスト、ダンスセラピー・リーダーとしてそれぞれの職域をふまえ、日本ダンス・セラピー協会が規定する倫理綱領に則り、遵守することを誓う誓約書に署名、捺印をして提出する。

9. 実技審査

資格申請者は、協会の年次大会などで実際にワークショップなどを実施し、その実技の技量についての審査を受けなければならない。この実施時期などについては、申請書類提出後、別途資格制度委員会より連絡する（ダンスセラピー・リーダーは除く）。

なお実技審査はワークショップ参加者とのシェアリングを含み、1時間とする。

10. 申請から認定までのタイムスケジュール

申請認定は年度毎ごとに実施するため、以下のタイムスケジュールで手続きすること。但しダンスセラピー・リーダーの申請者はこの限りではない。

申請書類提出	毎年5月1日～5月31日
申請書類受理連絡	毎年7月31日までに行う
実技審査実施	毎年8月～11月頃 * 申請書類受理後個別に日程を連絡
実技審査結果連絡	実技審査終了後1ヶ月以内
登録料振込み	審査結果通知後1ヶ月以内
認定証送付	登録料振込み後1ヶ月以内

* おおむね3月末日までに認定が終了する。

11. 上位資格への移行

ダンスセラピー・リーダーからアソシエイト・ダンスセラピストへの移行

- (1) ダンスセラピー・リーダー取得後、不足分の単位を取得する。
- (2) 実践経験を50時間以上積む。
- (3) ダンスセラピストによるスーパービジョンを受けることが望ましい。

アソシエイト・ダンスセラピストからダンスセラピストへの移行

- (1) アソシエイト・ダンスセラピスト取得後、不足分の単位を取得する。
- (2) 不足分の実践経験を満たす。
- (3) ダンスセラピストによるスーパービジョンを受けることが望ましい。

移行申請の場合は、別途申請書類が必要なため、新たに資格認定委員会に資格移行申請書類を請求すること。

* ダンスセラピー・リーダーおよびアソシエイト・ダンスセラピストの申請者で今後上位資格の取得を検討している者は、移行申請時に過去の単位取得状況が把握できるよう、様式Ⅳの申請書類のコピーを保管しておくことが望ましい。

II 資格認定に必要な領域と履修科目一覧

それぞれの資格により、認定に必要な単位が異なる。資格種別ごとの必要単位は以下の通りである。

資格種別ごとの必要単位一覧

名称	ダンスセラピスト	アソシエイト・ダンスセラピスト	ダンスセラピー・リーダー
必要な単位	12 単位以上 (必修 8 単位を含む)	8 単位以上 (必修科目)	4 単位以上 (必修科目から)
取得領域	12 単位以上	4 単位以上	4 単位以上
	16 単位以上	8 単位以上	不問
	20 単位以上	10 単位以上	8 単位以上
	60 単位以上	30 単位以上	16 単位以上

I ダンスセラピー基礎論（概論Ⅰ・Ⅱは必修科目）		
概論Ⅰ・Ⅱは必修科目（概論Ⅰ、Ⅱは4単位を上限として算定し、特論Ⅰ、方法論Ⅰ、Ⅱ、倫理と法規は2単位を上限として算定する。但し1単位は45分）		
* 上限とは、規定時間以上受講しても、定めた単位しか認めないという意味であり、以下同文		
科目	単位	内容
1.ダンスセラピー概論Ⅰ	4 必修	次の4項目を含む。 ・ダンスセラピーの歴史とその系譜 ・日本における歴史 ・ダンスセラピーの原理：定義・目的 ・現代医療における位置づけと適用（対象）
2.ダンスセラピー概論Ⅱ	4 必修	次の2項目のいずれかを含む。 ・身体表現学：身体と表現 ・ダンスの精神療法機能
3.ダンスセラピー特論Ⅰ	2	次の3項目のいずれかを含む。 ・踊りの精神生理学（大脳生理学、運動生理学含む） ・比較身体文化論 ・人格ないし性格特性論

4.ダンスセラピー方法論Ⅰ	2	主としてアメリカの著名なダンスセラピストの理論と技法を含む。 例) チェイス、シュープ、エスペナーク、 ホワイトハウス、エヴァン、シーゲル他
5.ダンスセラピー方法論Ⅱ	2	日本の著名なダンスセラピストの理論と技法を含む。 例) 梅田、芙二、増田、岩下他
6.倫理と法規	2	医療法規の基礎知識、人権と倫理

Ⅱ ダンスセラピー実践論

9 科目のうち 6 科目以上選択（1 科目 2 単位上限、但し 1 単位は 45 分）

* 協会主催の認定講座以外に、個人及び他団体が主催するもので、講師の条件が協会の定める規定を満たしている講習会も含む。

科 目	単 位	内 容
1.身体的共感と自己洞察	2	身体的共感トレーニング、ボディ・アウェアネスなど
2.動作観察法Ⅰ	2	動作分析（エフォート、シェイプ） 観察・記録・評価
3.ダンスセラピー 集団アプローチ	2	グループプロセスとリーダーシップ・スキル
4.実践論Ⅰ	2	精神科領域・心療内科領域 （集団・個人）
5.実践論Ⅱ	2	高齢者領域
6.実践論Ⅲ	2	知的障害領域
7.実践論Ⅳ	2	身体障害領域
8.実践論Ⅴ	2	生涯教育（健康）領域など
9.実践論Ⅵ	2	その他の領域

Ⅲ 精神身体医学論

4 科目のうち 2 科目以上選択（1 科目 8 単位上限、但し 1 単位は 45 分）

科 目	単 位	内 容
1.心身医学	8	心身医学総論、心身医学各論

2.精神医学	8	精神医学総論、精神医学各論
3.臨床心理学	8	心理療法・発達臨床学など
4.運動生理学	8	バイオメカニクス・人体の構造と機能など
* 協会指定の認定講座以外に、上記の科目履修が可能な大学、大学院等の教育機関、教育センター、研究所、セミナーなどで履修した場合は、講義の担当者、講義内容、当該機関の履修証明書を提出し、単位認定を受けることができる。		
IV ダンスセラピー実践技法		
協会主催の認定講座の他に、個人及び他団体が主催する講習会などで受講証が発行される以下のような内容を意味する。ひとつの実践技法に偏ることなく、以下の5 領域から3 域以上選択（但しリーダーは2 領域以上で可）すること。1 単位は 45 分。		
* この科目はダンスセラピーのセッションを構成するための技法であり、 <u>申請者個人の舞踊経験とは異なる</u> ので注意すること。		
* 大会での実技形式での発表者は、発表時間の2 倍を実践技法の単位として取得できる。実技発表者は以下のいずれか一つを選択し大会実行委員会の承認を得ること。		
		実践技法例
1 . 協会認定セラピストの実践技法		英二式ダンスセラピー、ボディートーク、岩下湖南メソッド、ファンタジーセラピー、ボディラーニングセラピーなど
2 . 心理療法をベースとする実践技法		リラクゼーション技法、イメージ法など
3 . アメリカなど海外のダンスセラピー関連技法		チェイスメソッド、動作分析法、オーセンティックムーブメントなど
4 . 多様なダンスを基盤とする実践技法		コンテンポラリーダンス、舞踏、モダンダンス、社交ダンス、盆踊り、民謡、伝統的舞踊、クラシックバレエなどの技法を応用したダンスセラピーのワークショップにおける技法
5 . 対象者に特化した実践技法		精神科領域、心療内科領域、知的障害領域、高齢者領域、身体障害領域、生涯教育領域、その他の領域のワークショップにおける技法
6 . その他の実践技法		ボディワーク、タッチングなど、上記の実践技法の区分に該当しにくい、さまざまな手法が入る統合的な実践技法

なお、過去の研究大会などで履修済みの場合は新たな履修の必要はない。

過去に受講証明書を発行した科目とこれらの履修科目との関連を示す対応表は、次項を参照のこと。

Ⅲ これまで日本ダンス・セラピー協会研究大会などで開講された受
講証発行の科目名と資格申請に必要な領域における必須履修科目
との関連

領域	科目名	開催場所	開講時の講座名	講師
Ⅰ	ダンスセラピー基礎論	第6回奈良	ダンスセラピー概論	町田・平井 チェクリン 平井 崎山 山中 平井 チェクリン 町田・城石 チェクリン 平井・成瀬
		第6回奈良	セラピストとしての技術と表現力	
		第7回埼玉	ダンスセラピーの充実のために	
		第9回秋田	アメリカダンスセラピー協会の現状	
		第9回秋田	医療と倫理	
		第9回秋田	ダンス・リズムの精神生理学	
		第10回東京	私たちは何を見てどのように応じるのか	
		第10回東京	ダンスセラピーの治療仮説	
		第11回大阪	Are you ready to be overwhelmed?	
		第13回東京	他者に対して「心をひらく」とはどういうことか	
Ⅱ	ダンスセラピー実践論	第11回大阪	ダンスセラピーにおける治療技法の検討	平井・崎山 大沼 大沼 荒川 牧田 松原 大沼 崎山
		第11回大阪	ターミナルケアにおけるダンス・ムーブメントセラピー	
		第12回岡山	精神科領域における個人セラピーの試み	
		第12回岡山	ダンスセラピーにおける対象関係	
		第12回岡山	ダンスセラピーに活かす動作分析入門	
		第12回岡山	重度・重複障害児・者を対象としたダンス・ムーブメント活動	
		第13回東京	ダンス& ファンタジーセラピー	
		第13回東京	ダンスセラピーにおける安全な枠組みのあるタッチの技法	
Ⅲ	心身医学	第5回福岡	エコロジーとダンス	池見 池見 町田他
		第6回奈良	特別プログラム	
		第11回大阪	池見先生のダンスセラピーの遺産	
	精神医学	第7回埼玉	精神疾患をもつ患者さんへの対応	尾久 大野
		第12回岡山	精神科疾患について	
	第13回東京	精神科疾患— その一般的理解—	大野	

	臨床心理学	第 13 回東京	ダンスセラピーに必要な「心理療法」の基礎知識	尾久
Ⅳ ダンスセラピー実践技法		第 5 回福岡	感覚を目覚めさせるトレーニング	芙二
		第 6 回奈良	無心になって踊るダンスセラピー	芙二
		第 6 回奈良	Body Talk	増田
		第 7 回埼玉	芙二三枝子のダンスセラピー	芙二
		第 7 回埼玉	ボカール・ダンス	増田
		第 8 回富山第 8 回富山第 9 回秋田第 9 回秋田第 10 回東京	芙二式ダンスセラピー	芙二
			ボディートーク	増田
			感覚を目覚めさせるエクササイズ	芙二
			ドラマへ	照屋
			芙二三枝子のダンスセラピー	芙二
			こころとからだのレッスン	照屋
			息を読むー ボディメッセージを体験する	増田
			少しずつ自由になるためにー ダンスセラピーの試み	岩下
			ワークショップリーダーになるために	照屋
			芙二三枝子のダンスセラピー（中級編）	芙二
			こころとからだのレッスン	照屋
			ダンスセラピストの自己省察としてのオーセンティックムーブメント	崎山
		第 13 回東京	芙二三枝子のダンスセラピー	芙二
		第 13 回東京	ボカール・ダンス	増田
		第 14 回北海道	こころとからだのレッスンー 今、子供たちのからだに起こっていること	照屋
		第 14 回北海道	竹内敏晴ワークショップ からだとことばのレッスン	竹内
		第 14 回北海道	ステップアップ体操を活かした相互交流を目指すセッションー 身体の近接からふれあいへー幸せのワークショップ	崎山
		第 15 回福島	表現が大切な理由(わけ)	照屋
		第 15 回福島	ー ボディートーク自由表現法より	増田・城石
		第 15 回福島	高齢者のためのダンスセラピー	大沼
		第 15 回福島	グループセッションにおける身体にふれることへの配慮について	崎山

第 16 回名古屋大会以降は、年次大会開催時の大会プログラムの実技ワークショップについては、全て単位認定しているため、表には記載していない。

Ⅳ 日本ダンス・セラピー協会倫理規定

【前文】

本倫理規定（以下、本規定）の目的は、ダンスセラピーに関わる者にとって人々の心とからだの健康増進に役立つための指針を示すものである。本協会員（以下、会員）は会則第2章第2条により、認定資格保有の有無にかかわらず、ダンスセラピーの実践・教育・研究等の活動および公表において、社会的及び倫理的責任を自覚することが重要である。また、医療、福祉、教育などの領域を通じて広く社会へ貢献しようとする者として、自身の職業上の資格基準に則り、法律を遵守し、社会的に公正であるよう努める責任を有する。

本規定は全ての会員に適用される。会員は本規定を遵守し、自らの行動と影響を振り返り問い続ける姿勢を維持することが求められる。

1. 責任性

- ① 会員は、実践・教育・研究等の活動実施および公表において、対象者への敬意を保ち、基本的人権につねに配慮することが求められる。対象者の思想信条、性別、性的指向、年齢、出自、宗教、民族的背景、障害の有無、家族状況などによる差別を行わない。
- ② あらゆる活動において、可能な限り対象者の同意を得る努力が求められる。年齢や認知面などにおいて対象者の同意能力が問われる場合は、保護者や法的な支援者からの同意を得ることを推奨する。
- ③ 専門家として知りえた対象者の個人情報及び内容に対しては守秘義務を負う。ただし、対象者その他に有害であると判断される場合においては、専門家同士の間で情報共有する、あるいは法令に従い情報開示する必要があることを認識しておく。
- ④ 対象者との関係においては役割としての適切な境界を保ち、多重関係に陥らないよう細心の注意をはらうことが求められる。個人的、組織的及び政治的な目的のために対象者から搾取するようなことがあってはならない。

2. 実践

- ① ダンスセラピーは、セラピストとクライアントの間で相互に合意された独自の構造の中での境界を守り、尊敬、誠実さ、公平さ、忠実さに基づく関係性の中で行われる。
- ② ダンスセラピーは現場の施設基準・指示系統・構造・文化を尊重し、セラピストが保有する資格によって許される範囲で実施する。
- ③ ダンスセラピーの実践においてはクライアントのアセスメントを適正に行い、セッションの時間・場所・費用・終結などの構造および方針を合意の上で取り決めをすることが重要である。
- ④ ダンスセラピーはその特性上、セッションにおいて参加者同士、または参加者とセラピストの身体接触が含まれる場合がある。この「ふれる」行為の重要性は常に意識され、参加者にとって有害事象を招かないよう、その有用性を的確に判断した上で、細心の注意を払いながら活用されることが求められる。
- ⑤ ダンスセラピーの記録は可能な限り正確に残し、第三者の目に触れない安全な保管管理に努める必要がある。

3. 自己研鑽および教育・スーパービジョンの提供

- ① ダンスセラピーを実践する者は、新しい知識の習得・技術向上・多文化理解のために努力することを惜しまない。

- ② 自己の課題と真摯に向き合い、スーパービジョンやコンサルテーションを自発的に求める姿勢を重視する。
- ③ 自分自身の心身の健康にも留意し、日ごろからセルフケアに努め、最良の状態で活動することが求められる。
- ④ 教育・スーパービジョンに従事する者は、対象者に対して可能な限り『2. 実践』に準じる配慮をすることが望ましい。

4. 多職種との協働

- ① 会員はダンスセラピーを実践する施設の規則を遵守し、他の専門職の権利及び技術を尊重し、相互に連携し合う関係性を構築することが求められる。
- ② ダンスセラピーにおいて知りえた対象者の情報は、対象者の利益になると判断される場合においてはチームと共有することが重要である。その際、できる限りにおいて対象者の同意を得ることが望ましい。
- ③ チームでの協働においては様々な意見を尊重し合う姿勢でいることが求められる。

5. 研究

- ① 会員は、ダンスセラピーに関する研究において、研究目的や手法の倫理的妥当性を考慮し、論理的妥当性や科学的基準に沿って研究を計画し実施する。
- ② 研究実施にあたっては協力者に対して研究内容、その公表、データ管理などについて十分に説明し、同意・了解を得た上でを行い、負担や不利益をかけることは許されない。
- ③ 研究データの捏造や改変、研究費の不正使用など、研究者としての倫理にもとる行為を行わない。また、研究結果の公表の際には利益相反について明確にする。
- ④ 研究データの管理は厳重に行い、機密保持に努める。

6. 倫理の遵守および抵触疑義への対応

- ① 会員は本倫理規定を十分に理解し、その徹底に努める。
- ② 万一、本倫理規定に抵触する疑義が持たれる事態が生じた場合には、本会の定めにより倫理委員会の調査を受ける場合がある。

附則

- ・この規定は令和6年6月29日から施行する。
- ・倫理委員会の規定は別に定める。

1999年4月1日制定

2008年4月1日改定

2024年6月29日改定